

山口県報

令和5年
4月28日
(金曜日)

目次

○告示	令和5年度クリーニング師研修の指定(生活衛生課).....	一
	令和5年度クリーニング所業務従事者講習の指定(生活衛生課).....	一
	特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(三件)(建築指導課).....	二
○公告	県営輝畑地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課).....	四
	県営ソウケ堤地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課).....	四
○人委公告	令和5年度山口県職員採用大学卒業程度試験の実施.....	五
○選管告示	政治資金規正法第十七条第二項の規定を受ける政治団体の名称等.....	一〇
一	研修の主催者	
名称	公益財団法人全国生活衛生営業指導センター	
住所	東京都港区新橋六丁目八番二号	
山口県知事	村岡 嗣 政	
令和5年4月28日		
山口県告示第百四十八号		
クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項の規定により、次の研修を令和5年度におけるクリーニング師の研修として指定した。		



二	研修の種類	
	第一型研修	
三	研修の開催期日及び開催場所	
	開催期日	令和五、八、二七(日曜日)
	開催場所	山口市吉敷下東三丁目一番一号 山口県総合保健会館
四	研修の受講料	五千円
一	研修の主催者	
名称	公益財団法人全国生活衛生営業指導センター	
住所	東京都港区新橋六丁目八番二号	
二	研修の種類	
	第二型研修	
三	研修の受講料	五千円
山口県告示第百四十九号		
クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の三の規定により、次の講習を令和5年度におけるクリーニング所の業務従事者に対する講習として指定した。		
令和5年4月28日		
山口県知事	村岡 嗣 政	
一	講習の主催者	
名称	公益財団法人全国生活衛生営業指導センター	
住所	東京都港区新橋六丁目八番二号	
二	講習の種類	
	第一型講習	
三	講習の開催期日及び開催場所	
	開催期日	令和五、八、二〇(日曜日)
	開催場所	下関市古屋町一丁目一八番一号 下関市リサイクルプラザ
四	講習の受講料	

四千五百円

- 一 講習の主催者
名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
住所 東京都港区新橋六丁目八番二号
- 二 講習の種類
第二型講習
- 三 講習の受講料
四千五百円

山口県告示第百五十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、山口県立宇部総合支援学校厨房棟新築工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和五年四月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 山口県立宇部総合支援学校厨房棟新築工事
- (一) 工事場所 宇部市黒石北五丁目一〇六七番一
- (二) 工事の概要

構	造	延	べ	面	積
鉄骨造	平屋建	八	一	〇	・
					九
					八
					平
					方
					メ
					ー
					ト
					ル

- 二 経営規模等入札参加資格
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。
- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告

示（令和四年山口県告示第三百六十五号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。

- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の令和五年四月二十七日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が八百以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して提出するものとする。
- (三) 申請書等の提出期間及び時間
令和五年五月二十三日から同月二十六日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
電子入札システムを使用して令和五年六月十六日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。
- 四 その他
この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三一三八三〇）にすること。

山口県告示第百五十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の五第一項の規定により、山口県立宇部総合支援学校厨房棟機械設備工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和五年四月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 山口県立宇部総合支援学校厨房棟機械設備工事
- (一) 工事場所 宇部市黒石北五丁目一〇六七番一
- (二) 工事の概要

構 造	延 べ 面 積
鉄骨造 平屋建	八一〇・九八平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(令和四年山口県告示第三百六十五号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が管工事のA等級であること。
 - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(管工事業に係るものに限る。)を受けていること。
 - 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の令和五年四月二十七日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七條の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の管工事の数値が八百以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の管工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 1 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 共同企業体協定書の写し
 - 4 総合評定値通知書の写し
 - 5 特定建設業の許可通知書の写し
 - 6 委任状
- (二) 申請書等の提出方法
 - 1 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して提出するものとする。
 - 2 申請書等の提出期間及び時間
 - 令和五年五月二十三日から同月二十六日までの午前九時から午後四時三十分まで
 - 3 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
 - 電子入札システムを使用して令和五年六月十六日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。
 - 4 その他
 - この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―一三八三〇)にすること。

山口県告示第百五十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の五第一項の規定により、山口県立豊浦総合支援学校小中学部・特別教室棟等新築等工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和五年四月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 山口県立豊浦総合支援学校小中学部・特別教室棟等新築等工事
- (一) 工事場所 下関市豊浦町大字小串 地内

(二) 工事の概要

構 造	延 べ 面 積
鉄筋コンクリート造 二階建	三、五一八・一九平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（三者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和四年山口県告示第三百六十五号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が二十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の令和五年四月二十七日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が九百五十以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期間及び時間

令和五年五月二十三日から同月二十六日までの午前九時から午後四時三十分まで

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和五年六月十六日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三―一三八三〇）にすること。



(八二) 県営稗畑地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営稗畑地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和五年四月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営稗畑地区農村地域防災減災事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和五年五月一日から同月二十五日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(八三) 県営ソウケ堤地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営ソウケ堤地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和五年四月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 縦覧に供する書類
県営ソウケ堤地区農村地域防災減災事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和五年五月一日から同月二十五日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課



公 告

令和五年度山口県職員採用大学卒業程度試験の実施
令和五年度山口県職員採用大学卒業程度試験を次のとおり実施します。

令和五年四月二十八日

山口県人事委員会

- 一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要
試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

試験職種	採用予定人員	職 務 の 概 要
行政	四十人程度	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関（県立学校を含む。）における一般行政事務
警察行政	六人程度	警察本部の各課及び出先機関における一般行政事務
社会福祉（一般）	二人程度	知事部局（主として健康福祉部）の各課及び出先機関（健康福祉センター、児童相談所、児童福祉施設等）におけるケースワーク、児童指導、心理判定、精神保健相談等の専門業務
社会福祉（心理）	二人程度	知事部局（主として土木建築部）、企業局等の各課及び出先機関（土木事務所等）における土木建築等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
土木	十人程度	知事部局（主として土木建築部）、企業局等の各課及び出先機関（土木事務所等）における土木建築等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
建築	三人程度	知事部局（主として土木建築部）の各課及び出先機関（土木事務所等）における建築に関する企画、設計、施工管理等の専門業務

農 業	農 業 土 木	林 業	畜 産	水 産	機 械	電 気	化 学	衛 生 薬 学	衛 生 監 視	保 健 師
五人程度	三人程度	二人程度	二人程度	三人程度	一人程度	三人程度	一人程度	三人程度	一人程度	七人程度
知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林水産事務所等）における農業等に関する知識・技術の普及指導等の専門業務	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林水産事務所等）における土地改良事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林水産事務所等）における林業に関する知識・技術の普及指導等の専門業務及び治山事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林水産事務所等）における畜産に関する知識・技術の普及指導等の専門業務	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林水産事務所等）における水産に関する知識・技術の普及指導等の専門業務	知事部局（主として土木建築部）、企業局等の各課及び出先機関における機械に関する設計、保守管理等の専門業務	知事部局（主として土木建築部）、企業局等の各課及び出先機関における電気に関する設計、保守管理等の専門業務	知事部局（主として環境生活部及び健康福祉部）の各課及び出先機関（健康福祉センター等）における環境に関する監視、指導、取締り等の専門業務	知事部局（主として環境生活部及び健康福祉部）の各課及び出先機関（健康福祉センター等）における薬事に関する立入検査、指導、取締り等の専門業務	知事部局（主として環境生活部及び健康福祉部）の各課及び出先機関（健康福祉センター等）における食品、環境等に関する監視、指導、取締り等の専門業務	知事部局（主として健康福祉センター）における専門業務

二 受験資格
(一) 保健師以外の職種

平成六年四月二日から平成十四年四月一日までに生まれた者又は平成十四年四月二日以降に生まれた者で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）に規定する大学（山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含む。短期大学を除く。）の卒業若しくは令和六年三月三十一日までに卒業する見込みのものを受験できます。

これらの者のほか、土木、建築、農業、農業土木、林業、畜産、水産、機械、電気、化学及び衛生監視については、平成十四年四月二日以降に生まれた者で法に規定する高等専門学校又は短期大学（山口県人事委員会がこれらと同等と認めるものを含む。）の卒業者又は令和六年三月三十一日までに卒業する見込みのものを受験できます。

なお、衛生薬学及び衛生監視については、それぞれ次の資格要件を併せ有する者に限ります。

1 衛生薬学

薬剤師の免許を有する者若しくは令和六年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みの者若しくは第百九回薬剤師国家試験（令和六年二月実施予定）に合格し、当該免許を取得する見込みの者又は法に規定する大学で薬学の課程を修めて卒業した者若しくは令和六年三月三十一日までに卒業する見込みの者

2 衛生監視

法に規定する大学、高等専門学校若しくは短期大学で畜産学、水産学、農芸化学若しくは薬学の課程を修めて卒業した者若しくは令和六年三月三十一日までに卒業する見込みの者又は都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設（平成二十七年四月一日前に厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設を含む。）において、所定の課程を修めて卒業した者若しくは令和六年三月三十一日までに卒業する見込みの者

(二) 保健師

平成六年四月二日から平成十五年四月一日までに生まれた者で、保健師の免許を有するもの又は令和六年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みのもの若しくは第百十回保健師国家試験（令和六年二月実施予定）に合格し、当該免許を取得する見込みのものが受験できます。

(三) 受験する職種にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者（機械、電気及び保健師の試験職種にあつては、就労可能な留資格を有するものを除く。）
 - 2 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
 - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 三 試験の方法、内容、日時及び場所
試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

- 1 方法及び内容
- (1) 筆記試験による大学卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行います。

全試験職種に共通の問題で、公務員として必要な一般的な知識及び技能について、択一式により行います。

(2) 専門試験
試験職種に応じた必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。

なお、試験職種別出題分野は、別表のとおりです。

2 日時

- 令和五年六月十八日（日曜日）
- 試験室入室 午前九時三十分まで
- 教養試験 午前十時から午後零時三十分まで
- 専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

3 場所

試験地	会場
山口市	山口市桜島六丁目二番一号 山口県立大学北キャンパス
東京都	東京都港区芝五丁目三番一九号ラウンドクロス田町 ビジョンセンター田町
大阪府	大阪市北区芝田二丁目七番一八号LUCID SQUARE UME DA5階 CIVI北梅田研修センター

(二) 第二次試験

- 1 方法及び内容
 - (1) 論文試験
全試験職種に共通の課題により、思考力、表現力、構構力等の総合的能力について試験を行います。
 - (2) 口述試験
人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験を行います。
- 2 日時及び場所
 - (1) 論文試験
日時 令和五年七月二十二日（土曜日）
場所 山口市小郡下郷三五六〇番地の二
山口県総合交通センター
 - (2) 口述試験
日時 令和五年七月二十四日（月曜日）から同年八月四日（金曜日）まで

の間で山口県人事委員会が指定する日
場所 山口市滝町一番一号
山口県庁

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 四〇点
専門試験 六〇点

(二) 第二次試験

論文試験 六〇点
口述試験 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の専門試験及び第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が十五点以下、個別面接の得点が二十五点以下又は集団討論の得点が十点以下の場合は、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

令和五年六月三十日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和五年八月下旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等

受験者は、試験の得点及び順位を知りたい場合には、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日)以後、山口県人事委員会事務局において、その旨を申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和六年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号。以下「条例」という。)別表第一の行政職給料表の一級二十九号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験案内の請求

令和五年四月二十八日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇―))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「大学卒業程度等受験案内請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験案内は、県内の県民局にもあります。

(二) 受験の申込み

インターネットを利用する方法により受験の申込みをしてください。

なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをすることができない場合は、令和五年五月八日(月曜日)までに山口県人事委員会事務局(電話〇八三―九三三―四四七四)に問い合わせてください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験の申込みの際に必ずその内容を入力してください。

なお、入力に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和五年四月二十八日(金曜日)午前九時から同年五月十八日(木曜日)午後五時まで

九 その他

その他この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局に問い合わせてください。

別表

試験職種	出題分野
試験職種	出題分野
行政	政治学 行政学 憲法 行政法 民法 刑法 労働法 経済学 財政学 社会政策 国際関係
警察行政	政治学 行政学 憲法 行政法 民法 刑法 労働法 経済学 財政学 社会政策 国際関係
社会福祉(一般)	社会福祉概論(社会保障を含む。) 社会学概論 心理学概論(社会心理学を含む。)
社会福祉(心理)	一般心理学(心理学史、発達心理学及び社会心理学を含む。) 教育心理学 産業心理学 臨床心理学 調査・研究方法 統計学
土木	数学 物理学 応用力学 水理学 土質工学 測量 都市計画 土木計画 材料 施工
建築	数学 物理学 構造力学 材料学 環境原論 建築史 建築構造 建築計画 都市計画 建築設備 建築施工
農業	栽培学 汎論 作物学 園芸学 育種遺伝学 植物病理学 昆虫学 土壤肥料学 植物生理学 畜産一般 農業経済一般
農業土木	数学 応用力学 水理学 測量 土壤物理 農業水利 土地改良 農村環境整備 農業土木構造物 材料 施工 農業機械 農学一般
林業	森林政策 森林経営学 造林学(森林生態学及び森林保護学を含む。) 林業工学 林産一般 砂防工学
畜産	家畜育種学 家畜繁殖学 家畜生理学 家畜飼養学 家畜栄養学 飼料学 家畜管理学 畜産物利用学 畜産経営一般
水産	水産事情 水産経済 水産法規 水産環境科学 水産生物学 水産資源学 漁業学 増養殖学 水産化学 水産利用学
機械	数学 物理学 材料力学 流体力学 熱力学 電気工学 機械力学 制御 機械設計 機械材料 機械工作
電気	数学 物理学 電磁気学 電気回路 電気計測 制御 電気機器 電力工学 電子工学 情報通信工学
化学	数学 物理学 化学工学 分析化学 無機化学 有機化学 有機工業 物理化学 物理工学
衛生薬学	物理 化学 生物 衛生 薬理 薬剤 病態 薬物治療 法規 制度 実務
衛生監視	物理 化学 生物 衛生 応用微生物学 食品科学 水産利用学 水産化学 畜産物利用学 応用獣医学
保健師	公衆衛生看護学 疫学 保健統計 保健医療福祉行政論

一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要
試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

試験職種	採用予定人員	職務の概要
行政	一人程度	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関(県立学校を含む。)における一般行政事務
社会福祉(一般)	二人程度	知事部局(主として健康福祉部)の各課及び出先機関(健康福祉センター、児童相談所、児童福祉施設等)におけるケースワーク、児童指導、心理判定、精神保健相談等の専門業務
土木	二人程度	知事部局(主として土木建築部)の各課及び出先機関(土木事務所等)における土木事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
農業土木	一人程度	知事部局(主として農林水産部)の各課及び出先機関(農林水産事務所等)における土地改良事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
林業	一人程度	知事部局(主として農林水産部)の各課及び出先機関(農林水産事務所等)における林業に関する知識・技術の普及指導等の専門業務及び治山事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
機械	一人程度	知事部局(主として土木建築部)、企業局等の各課及び出先機関における機械に関する設計、保守管理等の専門業務
電気	二人程度	知事部局(主として土木建築部)、企業局等の各課及び出先機関における機械に関する設計、保守管理等の専門業務
保健師	二人程度	知事部局(主として健康福祉センター)における専門業務

二 受験資格

- (一) 昭和三十八年四月二日以降に生まれた者が受験できます。
 - (二) 民間企業等における職務経験を五年以上有する者
 - (三) 保健師の試験職種については、保健師の免許を有する者
 - (四) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 - 1 日本の国籍を有しない者(機械、電気及び保健師の試験職種にあつては、就労可能な在留資格を有するものを除く。)
 - 2 民法の一部を改正する法律附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
 - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 三 試験の方法、内容、日時及び場所
試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について

点が十五点以下の場合、不合格となります。

(二) 最終合格者は、行政の試験職種にあつては第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて、行政以外の試験職種にあつては第一次試験の専門試験及び第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、口述試験の得点が三十五点以下の場合、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

令和五年七月七日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和五年八月下旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等

受験者は、試験の得点及び順位を知りたい場合には、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日)以後、山口県人事委員会事務局において、その旨を申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和六年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、採用時の年齢が三十歳で、大学を卒業した後に民間企業において八年間の職務の経験を有している場合は、条例別表第一の行政職給料表の一級五十三号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験案内の請求

令和五年四月二十八日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「社会人経験者受験案内請求」と朱書きし、百二十四分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十

四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験案内は、県内の県民局にもあります。

(二) 受験の申込み

インターネットを利用する方法により受験の申込みをしてください。

なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをすることができない場合は、令和五年五月八日(月曜日)までに山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)に問い合わせてください。

(三) 受験上の希望事項

身体の障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験の申込みの際に必ずその内容を入力してください。

なお、入力に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和五年四月二十八日(金曜日)午前九時から同年五月十八日(木曜日)午後五時まで

九 その他

その他この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局にお問い合わせください。



山口県選挙管理委員会告示第八十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第二項の規定により、令和五年四月一日以後、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができなくなった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和五年四月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
あぐ栗奈子後援会	阿部栗奈子	北村智恵子	山口市徳地八坂431

井川宏海後援会	井川 宏海	井川 宏海	柳井市天神/2番//号
青龍会	高杉 敏也	高杉 豊子	山口市古熊 / 丁目 6 番//号
原誉顕後援会	原 誉顕	原 五月	防府市大字植松/87の7
山口県維新の会	高杉 敏也	高杉 豊子	山口市古熊 / 丁目 6 番//号

令和五年四月二十八日印刷

発行人所

山口県知事